令和元年度

第1回沖縄県発達障害者支援体制整備委員会

••• 参考資料 •••

(1)発達障害者支援法・・・・・・・・・・· · · · · · · · · · · · · · ·
(2)沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱・・・(
(3) 平成 30 年度第3回沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)令和元年度沖縄県発達障害者支援センター運営事業等の取組状況【概要版】・・・・・・・・2
(5)令和元年度沖縄県発達障害者支援センター運営実績【詳細版】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)令和2年度沖縄県発達障害者支援センター事業計画・4

平成十六年法律第百六十七号

◎発達障害者支援法

目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第五条-第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等(第十四条-第十九条の二)

第四章 補則(第二十条-第二十五条)

附則

第一章 総則

(日的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の 広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障 害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを いう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

- 3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(基本理念)

- 第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。
- 2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

(国及び地方公共団体の青務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な 社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行 うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本 理念」という。)にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとす る。
- 2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
- 4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条及び第十 三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなけれ ばならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(情報の共有の促進)

第九条の二 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(就労の支援)

第十条 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、その性別、年齢、障害の

状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利利益の擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別され、並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすることその他の発達障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。

(司法手続における配慮)

第十二条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

(発達障害者の家族等への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。
- 二発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県は、第一項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は 自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他 の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な 配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができる と認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(発達障害者支援地域協議会)

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、 地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を 行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)第二十四条 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指

定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する 規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

— 略

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二 十四年四月一日

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二八年六月三日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児(者)(以下「発達障害児(者)」と いう。)の支援のあり方について意見等を聴取する会合の運営に関して必要な事項を定 めるものとする。

(会合の名称)

- 第2条 前条に規定する会合は、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会(以下「委員会」 という。)と称する。
- 2 前項の委員会は、発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議 会の役割を担うものとする。

(意見等聴取事項)

- 第3条 県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。
 - (1) 県内の発達障害児(者)の支援計画に関すること。
 - (2) 県内の発達障害児(者)の支援体制の整備に関すること。
 - (3) 発達障害児(者)に対する住民の理解の促進に関すること。
 - (4) その他発達障害児(者)支援のための関係機関・団体との連携に関すること。

(構成員)

- **第4条** 委員会は、委員15名以内で、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 保健·福祉関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 労働関係者
 - (6) 司法関係者
 - (7) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

- 第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間 は、2年とする。
- 2 前項の規定を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取 する特別な事情がある場合にあっては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることが できるものとする。

(会合の開催)

第6条 委員会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

- 第7条 委員会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は、委員会の議事進行を担当する者を 指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た個人情報を他 に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において行う。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は子ども生活福 祉部長が定める。

この要綱は、平成18年8月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。 **附 則** この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

平成30年度 第3回 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会 議事録

日時: 平成 31 年 3 月 25 日(月)

場所: 5階子ども生活福祉部会議室

(1)パブリックコメントの結果について

- 事務局より資料1を説明。
- (2)第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画について
- ・事務局より説明。
- 計画の追記した事項を説明。

(3)質疑応答

(畠中委員)

- ・まずは自己紹介させてください。現在は、琉球大学にて臨床心理の教授をしているが、 元々は児童精神科医をしていた。高知県の方で直営する発達障害者支援センターのセンタ 一長をしておりました。
- ・自分の研究の領域で、乳幼児健診からどう支援に繋げていくかという点になるため、そ の点について質問をしたい。
- ・計画 p 8 の要フォロー率について質問したい。
- ・2つ気になる点がある。1つ目は、要フォロー率を平均すると低下しているということが気になる。発達障害はグレーの子も含めて診断をつく子は1%くらいと言われている。 その中で、乳幼児健診で保健師が気がつくのは2割から3割と言われている。その割合が10%より減っていることが気になる。
- ・もう1つは、ばらつきが非常に大きいという気になる。平均がどれくらいなのか教えて欲しい。また、どのくらいで分布がどのようになっているのか、特定の市町村が高く、低いというような結果なのか。

(地域保健課)

- ・要フォロー率については、全体的な数字を入れているため、細かな分布等の部分については手持ちなくわからないが、気になる子の支援ということにおいては、保健師の力量にも差が出てきていると感じている。
- ・育てにくさの要因という部分では、市町村の保健師の力量にバラつきがある。
- ・県の方でも、乳幼児健診でどの部分を着眼点にして、見ていくのかという部分について 整理し、次年度以降にマニュアルを作成する予定。
- ・保健師の支援のばらつきについては、様々な所より、意見を頂いている。そのばらつき を精査するためのマニュアルを作成予定となる。

(事務局)

- ・今回の計画は、実態調査を元に作成をしており、今回の計画については、この実態調査の中から数字を拾っている。要フォロー率についての記載はp30-31になります。
- ・要フォロー率の平均は県全体で 18.1%。 1 歳半健診で要フォロー率が一番高い市町村が「嘉手納町」で 40.7%、一番低い市町村であれば 0%、2.7%という形になります。
- ・続いて、3歳児健診につきましては、要フォロー率の平均が 11.2%。一番高い要フォロー率を挙げているのが、同じく嘉手納町で33.9%となっている。一番低い市町村については、0%もございますが、次いで2.5%となっております。

(畠中委員)

- ・全体的な部分については資料にて確認したいと思います。恐らく 0%の市町村は出生率が少ない市町村かと思うので、10年くらいのデータで見ていかないとわからないと思います。
- ・今、金城班長の回答でもあったように、保健師の役割が非常に重要になってくると考える。 ただ保健師のトレーニングにおいては、全体的な研修やマニュアルだけだとなかなか 差が埋まらない現状がある。
- ・健診で気になる子は、発達障害だけではなくいろんな要因がある。発達障害のスクーリングについては、児童虐待や他のスクリーニングにもなる。ある外国の研究ではグレーで大丈夫と言われているケースについての追跡調査を何年も行った結果、やはり学校や色々な場面で問題になっていることも多いとの報告ある。
- ・市町村の保健師の役割は非常に重要だと考える。研修やマニュアルを作成していくこと はもちろん大切であるが、人を育て行く人を育てるということも非常に大事だと思う。
- ・アセスメントのツールについて、乳幼児健診においては、保健師の目が大事となる。
- ・昨年の信州大学の調査で、pars (パース)で見逃している児を保健師が拾っていくケースが多くいることが報告されているので、スクリーニングのツールに頼るのは、個人的にはあまりよくないと考える。
- ・M-chat,と pars について、pars は診断に近いものになるので、保健師よりは医療機関で使うものと考える。M-chat は、自閉症しか拾えない。
- ・ただ、発達障害の中には、ADHD があったり、知的障害があったりがあるので、全体が含めた発達障害が拾えた方が理想。
- ・自閉症は注目されてやすく、普段の相談の中でも多いケースであるが、成人期になって 適応の障害を起こすのはADHDと言われている。
- ・自閉症で課題となるのは、自閉症+ α (ADHD、学習障害等)の部分が多い。この状況で、自閉症だけをスクリーニングをしてピックアップするのではなく、全体的な部分をスクリーニング出来るツールを保健師の方には使用してほしい、これは意見としてあげておきたい。

(城間委員)

- ・研修や人材育成の部分について、沖縄県においては離島圏域も含めて地域間格差が大きいと思うが、地域格差を視野にいれた上で、研修や支援体制の整備が必要ではないか。できているところとできてないところの差をどう埋めるか重要だと考える。
- ・発達障害者の特性等の啓発活動について、苦手や出来ないといる部分のみでなく、良い 部分や得意な面についても啓発が必要だと考える。
- ・人材育成については計画で盛り込まれているが、支援者の中には、支援につかれて潰れていく人たちも出ているため、支援者を支援するスーパーバイズすることも必要だと考える。ただ、そのような立場の人達も、大変だと思うので、その方たちが相談できるような場も作っていく必要があると考える。
- ・2 次障害については、2 次障害になる前に対応する必要。小・中学校や保育所の段階で対応していく必要がある。保育園から小学校への繋ぎなどを整えて行くために具体的な対応が求められていると考える。

(事務局)

- ・地域格差については、本計画の p 19 14 行目でイ各圏域のおける研修の実施についてということで、各福祉事務所を中心に研修会を実施している。最近ではペアレントプログラムが多いが、その前は、サポートノートえいぶるの周知を行っていた。
- ・今後についても、本計画に明記をしているので、各圏域のそれぞれの地域で地域にあった研修等を行うように、圏域の自立支援協議会等を通じて周知を行っていきたいと思います。
- ・啓発の活動部分については、確かにこれまで特性という部分についての広報が中心であったように感じる。今後は、当事者が活躍できる場について、自閉症啓発デーやパンフレットなどで作品展示等、これまでとは違った形で啓発していけたらと考える。
- ・サポートする側の支援について、発達障害者支援センターとわくわくの会に地域をサポートするマネージャーということで地域の支援と困難事例を対象に支援を行っている。
- ・ただ、困難事例を支援するのではなく、実際に相談している支援と一緒に来所していただいて支援している。全県的な部分や物量としては十分ではないが、発達障害者支援センター、わくわくの会、県(事務局)の三者で三者会議もしているため、その辺りの状況把握も努めていきたい。
- ・2 次障害への対応について、切れ目のない支援という部分が対応するかと思うが、計画では p 21 9 行目の「連携協議の場の設置」、19 行目「新サポートノートえいぶる」の普及という部分が該当すると思われるが、どのような部分で連携が上手くいってないのかという部分と、27 行目にあるように、えいぶるの普及は進んでいる一方で、課題等も見えてきているので、改善に向けて取り組みを進めていきたい。

(畠中委員)

事業所から挙げられてくる困難事例について教えて欲しい。

(わくわくの会)

- ・大人の方であれば、家族は何度言っても、仕事が続かないし、叱っても上手くいかない、いったいどうすればいいのかということで悩んでいる。でも、ご本人は自己の振り返りが出来ないので、他責傾向があり、上司が悪かった等の状況で相談に来るということが多い。 就労支援や他のサービスも利用しているが、就労もうまくいがず、家族からの叱責を受けるといった事例が多いように感じる。
- ・家族への支援と本人へ気づきを促すようなプログラムを実施している。また、当事者会に参加を促すことで、同様の経験をした当事者から話を聞いたり、家族は、同様な事例の 先輩の家族から話を聞くなどしたりして自分たちの対応についての気づきなどの支援を実施している。
- ・年齢が低い子については、親御さんも支援を求めるけどなかなか支援者に理解してもら えない状況等あり、学校と保護者と対立関係になっていることが多いため、間に入って調 整を行うなど調整をしている。

(畠中委員)

・わかりました。というと一定の専門性の中でカバーできているということで、事業所に 通っているケースが多いということですね。

(わくわくの会)

・事業所に通っていない場合もあるが、その場合は、地域の保健師や、近隣の方たちから 相談があることがある。

(畠中委員)

・発達障害の困難ケースというのは、重たい知的障害を持っているとか、虐待ケースであるとか、発達障害だけの専門知識だけではとてもカバーしきれない対応できない場合もあると思われるため、事業所が色々な所と繋がれるネットワークを持っていればいいが、全て背負ってしまう相談員も多く潰れてしまうケースもあるので、やはり支援者をサポートすることが必要だと感じる。

(わくわくの会)

・要保護児童対策協議会などもあるが、役割分担などについて、上手くいっていない部分があり、ただ会議をするだけの状況で機能していない事例は多い。役割分担をしっかりと行いながら、支援者にうまくいった体験などができるように、具体的な検討策などを一緒

に検討しているようにしていきたい。

(川村委員)

- ・今、お話のあったような困難事例については、領域を超えたケースカンファレンスをリアルタイムでどれだけ共有して、対応できるかということだと思う。
- ・例えば、他害で人を殺してしまいたくなるという事例があり、発達障害者支援センター、 地域の相談支援事業者に連絡し、緊急のカンファレンスを開いたことがある。
- ・当然、職業センターのみでの対応は出来ない、本人は医療への繋ぎを拒んでいるケースであったが、本件のようなヒヤリハットのケースについては、どの機関を集めてどのように対応するのかというケースカンファレンスを迅速に開催できることが大切で、その積み重ねが成功体験に繋がっていくと考えている。
- ・もちろん対応した後にこんな事例がありましたという報告でもいいが、効果的な OJT にはなっていないので、実際にあるケースを一緒に考える場(協議)のような、ケーススタディする場を体制整備の一つとして、計画に盛り込めるかどうかは別にしても、困難事例への対応という部分では必要なキーワードだと感じている。
- ・また、当事者発表を行うことも一つではないか。就労支援では既に実施されている。自身の幼少期からの経験やどういう支援があると助かった等を語っている、それが強みの発信にもなっている。ただ、幼少期の子どもには話をすることが難しいと思うので、その点は他の委員の方の意見を参考にしてほしい。

(中村委員)

- ・パブコメの周知の方法について。他の親の会から気がついたら締め切られていたという話もあったため、もう少し周知をしていただけたらと思った。せめて親の会などへ案内をかけていただくなども方法としてやれば、たくさんの方から意見がもらえたかと思う。
- ・健診のフォロー率について、健診の後の親子教室の数についてまだまだ少ないため、気づきの支援として親子教室が機能しており、また、親子通園事業で親同士のつなぎもできるため、次の目標として22市町村とあがっているが、どの市町村でも健診事後教室、親子通園事業等の支援が受けられるようになってくれたらと思う。
- ・学童期の支援について、各学年で、移行期におけるつなぎの支援について、どのタイミングでも繋ぎができるように、仕組みとして教育委員会ともつなぎの支援について考えていってほしい。

(事務局)

・パブリックコメントの周知について、少ないという意見はあったが、一応、発達障害者 支援センターがじゅま~るHPへの公開や発達障害者支援センターを通して親の会代表メ ールへの周知は行ったが、期間が短い状況や周知しきれていない面もあったかもしれない。 また、発達障害者支援センターを通して周知している為、全ての団体への周知はできていなかったか点もあるかもしれないため、今後、パブリックコメントを行う際には、十分に配慮した上で周知していきたいと考えている。

- ・親子通園事業、乳幼児事後教室については、以前中村委員がおっしゃるように、早期支援の部分においてかなりのウエイトを占めているため重要であると考える。
- ・前回の会議において仲村委員からあったように、一方で共働きの家庭が増えており、通常の保育所で対応しなければならない面も出てきているため、数字が伸びていない状況も考えられるが、浦添市で新たに親子通園事業を設置する旨の話もあるため、県の方でも各市町村に必要性について周知をしていけたらと思う。
- ・また、地域保健課とがじゅま~るの三者会議を行い、がじゅま~るが取りまとめている 乳幼児健診事後教室や親子通園事業における市町村の実態調査についても、これまで結果 を反映する機会がなかった部分もあるため、協議をして先週 18 日の市町村母子保健担当者 会議で実態調査についての説明を行っている。今後も、障害福祉課としても周知を行って いきたい。

(県立学校教育課)

- ・学齢期の支援については、幼稚園から小学校、小学校から中学校へ学校の進級時も含めて、特別支援計画を立てて担任に確認をするように伝えているが、まだまだ十分ではない。
- ・実際、今年度5月にトライアングルプロジェクトにより、福祉支援者も入れて特別支援 計画を作成するように、学校内、学校外での児童の様子を共有することで切れ目なく支援 していこうということで、福祉と教育の連携体制強化について文部科学省と厚生労働省と 連盟での通知もあるため、市町村教育委員会への周知を強化しているところです。
- ・特別支援学校は、少しずつ連携ができつつあるが、市町村の小学校中学校が十分でない部分がある。教員向けの研修や指導主事への研修でも周知を始めているところであり、来年度4月からは、研修の計画の中で取り組んでいく予定。
- ・子どもの実態を踏まえた支援や学校だけで抱えないこと、福祉と連携することのメリットなどについても伝えていきたい。保護者からも福祉との会議を1回2回ではなく何度も開いて協議していってほしいとのニーズもあるため、幅広く周知をしていきたい。

(寺田委員)

- ・大人の発達障害の方の就労支援の研修について気になる。
- ・2 点ほどある。①発達障害と把握されてない方で企業にお勤めの方など、一般企業への周知や研修について実施しているのか。採用して企業側とご本人がかみ合わず、ご本人が精神的に不安定になってしまう事例などがあった。②研修を受けた後のフォローアップについての取組なども重要になってくるのではないかと思った。

(事務局)

- ・計画の中に明記している訳ではないが、発達障害者支援センターがじゅま~るの実施している研修の中で、平成29年度は、かねひでグループからの依頼で研修を実施した経緯があるが、一般企業に向けた研修については、ピンポイントで行う予定は現時点で組んでいないが、今後も一般企業からの要望があれば、対応していきたい。
- ・また、研修のフォロー体制について、計画が 5 年体制となっている。出来ればキャリアパスのような初級・中級・上級という形で盛り込めないか検討がしていたが、本計画からすぐにという状況は難しいことから、本計画 5 年の中で、研修の実績を分析した上で、次期計画の中で取り組みを進めたい。また、次期計画策定に向けての調査も行うことから、その際に調査項目にあげて検討したい。
- ・教育分野については、5年研、10年研などそれぞれの法定研修で、がじゅま~ると協働で研修を引き続き実施出来ているため、引き続き進めていきたい。また、保健分野、子育て支援課とも情報交換を引き続き密にしながら、研修に向けて取り組みを進めていきたい。

(寺田委員)

- ・要望がある企業は意識がある大きな企業が多い。ただ、実際は中小企業で上手くいっていない事例が多い。もちろん本計画ですぐに対応するということは難しいと思われるが、要望がない企業への支援も検討してほしい。
- ・また、フォローアップについては、頭で分かっていても実際対応できるかというのがある。私自身も何度も失敗しながら学んで行っている部分があるため、身のある形になるような研修対応についても引き続き検討をしてほしい。

(川村委員)

- ・寺田委員のお話しは、まさにそのとおりだと思う。
- ・ご本人も発達障害についての自己理解ができていない方の事業主からの相談が何割程度 かある。そのケースについては、非常に慎重に対応している。場合によっては、かなりこ じれる可能性がある。事業主は良かれと思って相談にきているが、本人は「障害」と思っ ていないので、しっかりと対応する。
- ・発達障害の方への対応というよりは、雇用管理の在り方をどう広げていくのかという考えの方が、本当は望ましい。例えば、外国人への対応というような、ダイバーシティーのように個性としてとらえ、あまり「障害」というキーワードで支援を進めて対応したりしない方がいいのではないかと考える。
- ・また、定着支援という考えに凝り固まるといけない。転職のしやすい環境、会社や、その人に合う会社はいくつもあるので、定着に凝り固まると上手くいかないこともある。

(知花委員)

- ・ダイバーシティーで就労を進めていくというもので「わくわーく」という優良企業を指定する取り組みを県でしているかと思います。そういう点では、雇用の分野との連携も計画の中に盛り込んで欲しかったと思うこともあるので、今後、検討してほしい。
- ・また、貧困の居場所や子育て支援はやっているがファミリーソーシャルワークができないというところがあるため、ファミリーソーシャルワークをスーパーバイズ出来る人を紹介する取り組みをしているが、親御さんに、お子さんがグレーの気になる子であった場合に医療機関などのリソースを紹介するなどの部分が抜けている。
- ・パブコメには要約されているが、親御さんからの意見で窓口の対応についての意見があったと思うが、きちんと窓口で地域のリソースを提供できていなかったのではないかと思う。
- ・親の会に副会長を務めているが、適応障害の子の話もあり、2次障害になる前も大切だが、病院退院後の支援でワンクッションあればいいと感じている。その中で今回、意見として出ているフィーチャースクールについてはとてもいいと思う。
- ・学校の中で、発達障害の子は自責の念を感じる子も多い、学校以外のリソースを提供・ 支援出来る場所があればいいと思う。
- ・3月になると学校の人事異動や学年が変わるという不安が親の会では、よく話しが出る。 少ない事例を話すのは恐縮だが、学校というシステムに合わない子もいるということも考えて新たらしいリソースがあるといいなと思っている。

(県立学校教育課)

- ・学校に行けていない子への支援について、自宅での学習で対応が出来るよう学校へ行か ないでも対応する仕組み作りは既に話し合われている段階である。
- ・病気のある児童についての事例であるが、森川特別支援学校での事例でも退院後すぐに 学校に行けないため、ipad での教育支援なども話し合われているところ、市町村へは、自 宅での学習への対応について、通知等しているところであるが、学校単位の部分まで浸透 していない状況。現時点では、病気の子の対応ということで情報提供になるがお伝えしま す。

(義務教育課)

- ・これまで不登校は問題行動として捉えられてきたが、不登校が全国的に増加していることから、文部科学省からも通知が出されており、問題行動ではなく、どのお子さんにも起こりうることとしており、不登校の子への支援の在り方についても通知が出されている。
- ・管理職、養護教諭、カウンセラーなどによる関わりをこれまでも実施しているが、学校 外の関わりが県においては、全国的に低いため、今後学校外の関わり、福祉機関との連携 など充実させていくということを義務教育課でも考えている。

(事務局)

・知花委員より意見ありました窓口職員において機能を十分に果たせていない状況があるとのご指摘がありましたが、本計画の p 19 相談窓口の充実について、がじゅま~るやさぽ i 等とも連携して、市町村の窓口対応への支援をどうしていくかということを協議しているところです。参考になりましたので、今後盛り込めるようにしていきたい。

(小林委員)

- ・質問となるが、p8要フォロー率について、25 行目以降の範囲について、それぞれ縮小 しバラつきが改善しており、範囲が狭まって良くなっているということはわかるが、その 上の平均値については、低下していますとあるが、この数値はそもそも低下することが望 ましいのか上がった方が望ましいのかというのが見えない。
- ・学校はいじめのアンケートを取っている。もちろんいじめ0がいいが、今の現場ではいじめ見逃しを0とすることが望ましいとしており、いじめの認知件数は上げていこうとする流れがある。
- ・この場合、低下するということがどのようなことなのかという点について聞きたい。

(事務局)

- ・具体的に 24 行目の低下の部分については、上昇している方が良いということになる。要フォロー率の部分がわかりにくい表現となっているが、19 行目に書いてあるとおり、発達が気になると判断された子どもの割合であり、通常は3割と拾えていることが望ましいと言われている。
- •25 行目以降のバラつきについては、前回の調査ではさらにバラつきがあったということ、要はよく拾えている市町村と拾えていない市町村があるというイメージになっている。
- ・要フォロー率が高い市町村(よく拾えている市町村)では精度が甘い可能性がある。逆に低すぎると十分に拾えていない(見逃している)可能性となる。そのバラつきが縮小していることが良いことではある。

(畠中委員)

- ・少し補足しますが、上がればあがるほどいい訳ではない。適切なラインが3割ということで、一番は見落とさないことが大事となります。
- ・しかし、3割拾い上げた児童の全員が病院につないだりされると結局、待機待ちが出てしまう。
- ・大切なことは、3割の児童を地域の保健師さんが事後フォロー教室などで支援していく中で「やっぱりこの子は医療に繋げた方がいい」という判断が出来る保健師を育成すること。数字が高ければいいと言う訳ではない。さらに理想を言えば、3歳児の発達を診られる心理士はいた方も配置されるとなお良い。

- ・市長村で心理士を配置することが厳しいと考えるため、県が各圏域の保健所に常勤で発達を診られる心理士を配置するということが望ましい。
- ・話は少しそれましたが、要は、適切な数値での評価をしていくことが大事ということで す。

(長嶺委員)

- ・今の要フォロー率の精度の件について、糸満市でも始めは 60%程度のフォロー率があったが、それが年々減少し、現在は3割程度になってきている。
- ・乳幼児健診でフォローとなってから 2 歳頃までフォローしていく中で、気になる児については、M-chat ではなく、土岐先生から教えていただいた方法でフォローを実施しており、最近は手応えを感じてきている。
- ・つなぎの支援について、保育園から学校へつなぐ際に、保育園までは保健師が丁寧に支援しているが、やはり学校へ入学した時点で、保健師はいったん支援の手を離しているので、なかなか繋ぎの支援が出来ていないなという意見が、市の自立支援協議会の支援部会などでも挙がっていた。
- ・学校側からの意見で、児童デイから迎えがあるが、どこへ向かうのか何を支援するのかが分からないという点があったため、児童デイと学校、保育、行政での意見交換会を昨年度から年1回実施している。
- ・その中の話でも、学校で起きた出来事がわからずに、児童デイにくるといつもより元気がない等の状況もあり、学校での出来事やその他の色々な点について情報共有していきたいという話になっている。このような横の繋がりが大切ではないかと思う。

(原田委員)

- ・発達障害の中の学習障害のある子どもたちについて、見逃しやすい傾向がある。勉強が 困難であったり、不登校になったりしている状況が多い。また、ASD や ADHD との合併し ている事が多く、二次障害になる事例も多い。
- ・LD を疑われる子へ支援について、教育の分野や発達障害者支援センターの人たちはどのように考えているのか。実は琉球病院の医師と心理士とで、国立成育医療センターでスクリーニングの仕方について、研修を受けてきた。
- ・親へのアンケート調査票と読み書きがどの程度出来るのかということの検査をして、その後、アプリを使って読み書きを練習する等の支援がある。
- ・LD の方への支援について、学校での取組を教えて欲しい。 (県立学校教育課)
- ・LD の子達への支援については、学校現場が一番よく知っているだろうとこれまでも医療から要望はあったため、必要な対応をしているところです。
- ・まずは、入試での支援や定期テストなどで個々に応じた苦手な点などを学校側で見つけ

ていただくように依頼しているところ。具体的には読み上げを行う、ルビを振る等があげられる。

- ・各学校にはLDの特性についても説明をしており、個々に応じて相談対応している状況。
- ・小・中・高で支援員が配置されていることから、様々形で学校を通して支援ができるように、周知をしていきたい。

(溝口委員)

- ・相談支援専門員の支援等をこれまでやってきた。ここ数年、相談支援専門員の間では、 発達障害の対応方法についてかなり周知され浸透してきていると感じる。
- ・計画の中で p 6 計画の進捗の管理について、どうやって実施していくかという点が気になった。また、計画の内容について意識できていない支援者も多いことから、その点についても確認しながら、周知をしていけたらと思う。
- ・自閉症啓発デーを圏域で実施をしていくという話をしているが、各市町村がどんな取組 をしていけるかという話し合いをこれまでもしてきた。
- ・全数の市長村ではないが、半分くらいの市町村で啓発デーの取組を実施していただける こととなった。地道な対応が今後も引き続き必要になっているかと思う。

(事務局)

- ・進捗管理については、計画の p 5 のイメージがあるが、家族を中心にして、本委員(体制整備委員会)があり、また、左にはセンター連絡協議会がある。センター連絡協議会では、現場で対応されている方が主に委員となっており、センターの実施計画の策定の報告と意見をいただいたりしている。実は、これまではさぽーとセンターi が実施している地域支援マネージャーが実施する事業については、活動報告等はなかったが、平成 31 年度からは報告をしてもらうこととなっており、共に進捗を管理していく形となっている。
- ・また体制整備委員会の右下にある(イメージ図より)の発達障害児(者)支援機関連絡会議では、県庁内の関係各所が構成メンバーとなっている。具体的には、p26以降に関係する事業一覧を載せており、取り組みを進めている状況。目標設置している事業もあれば、関連している事業ということで乗せてもらっている事業もある。発達障害児(者)支援機関連絡会議で各詩行の確認をしながら、関連する主な事業について進捗管理を行っている。
- ・また、参考資料のp9の設置要領にもあるように本協議会では、計画以外についても話 し合うことができる場としても記載があるため、今後進捗管理についても検討していけた らと思う。

(部長)

・大筋でこの計画(案)の策定でよいでしょうか。

(一同賛成)

・計画を策定し、来年度から実行ということで実施します。次年度以降に、御意見を反映させていただきたい。

沖縄県発達障害者支援センター運営事業 等 の取組み状況概要

本資料について:

沖縄県発達障害者支援センターは、第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の8つの重点課題に基づき事業運営を進めている。

本資料にて、令和元年度の実績について、重点課題ごとに対応 させて整理し、概要をまとめた。



特定のライフステージ ごとの課題と取組

課題1:乳幼児期における早期発見・早期支援

【課題および取組の方向性】

身近な地域において、乳幼児健診から早期 支援につなげる体制づくり

- ア. 乳幼児健診の受診率等の向上
- イ. 要フォロー率の精度向上
- ウ. 乳幼児健診後の支援体制の整備

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・発達障害特有のアセスメントツールの普及
- ・乳幼児健診に関わる職種への研修
- ・保育士を対象とした研修
- ・児童発達支援事業所等への研修
- ・障害児等療育支援事業の実施

【今年度の実績(概要)】

- ① 市町村発達支援従事者向け研修会「 子どもの育ちを保 障する地域づくり 」(後援:沖縄県小児保健協会) < 資料 1 p15>
- ② 発達支援関係者向け研修会(児童発達支援事業所職員 等向けの研修会)の実施<資料1 p2 ④>
- ③ 講師派遣による研修および機関コンサルテーションの 実施<資料1 p5-p11>
- ④ 「市町村乳幼児健診事後教室実施状況およびフォロー 事業に関する調査」の実施<資料1 p5>

【次年度の取組み(予定)】

- ① 市町村の地域診断ツール普及研修;発達支援従事者向 け研修会「 Q-SACCS研修会 」(講師:本田秀夫 氏)の開催
- ② 児童発達支援事業所職員等向けの研修会の実施
- ③ 機関コンサルテーションおよび講師派遣の実施
- ④ 「市町村乳幼児健診事後教室実施状況およびフォロー 事業に関する調査」の実施

特定のライフステージ ごとの課題と取組

課題2:学齢期における教育と福祉の連携

【課題および取組の方向性】

教育と福祉の定期的な情報共有の場や、支援方針の共有化のための連携の場づくり

- ア、教育と福祉の連携について
- イ、施策・事業等への相互理解

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・沖縄県特別支援教育総合推進整備事業運 営協議会の開催
- ・教職員等に対する障害福祉サービス等の 周知および研修の実施
- ・発達障害者支援センターによる教育機関 等への講師派遣
- ・障害福祉の支援者等に対する教育施策・ 事業の周知等

【今年度の実績(概要)】

- ① 県・圏域・市町村自立支援協議会、教育関連会議への 参加<資料1 p11-13>
- ② 各地区教育事務所専門家チームおよび巡回アドバイザーとの協働支援
- ③ 講師派遣による研修の実施<資料1 p5-p11>
- ※ 特に、沖縄県立総合教育センターと共同作成した「特別支援教育(発達障害)の充実に資する研修体系を目指したシラバス」に基づく悉皆研修の実施

【次年度の取組み(予定)】

- ① 県・圏域・市町村自立支援協議会、教育関連会議への参加
- ② 各地区教育事務所専門家チームおよび巡回アドバイザー との協働支援
- ③ 講師派遣による研修の実施
- ④ 沖縄県立総合教育センターと共同作成した「特別支援教育(発達障害)の充実に資する研修体系を目指したシラバス」の改訂作業

特定のライフステージ ごとの課題と取組

課題3:成人期における就労支援

【課題および取組の方向性】

事業主や支援者への個々の発達障害への理解、発達障害と気づかないまま就労に繋がらない方への支援の充実

- ア、就労支援者の資質向上
- イ. 事業主の配慮等に関する支援
- ウ. 就労に繋がらない方等への支援

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・就労支援事業所等に対する発達障害特性 等の研修実施
- ・地域支援マネージャーによる事業所支援
- ・ひきこもり専門支援センターとの連携強 化
- ・障害者就業・生活支援センター、パーソ ナルサポートステーション等との連携強 化

【今年度の実績(概要)】

- ① 就労支援に関する研修の実施<資料1 p3-4 ⑫~⑮>
- ② 講師派遣による研修の実施<資料1 p9>
- ③ 就労支援関連会議への関与<資料1 p11、13>
- ④ 関係機関との連携強化のための場の開催<資料1 p13、 14>
- ⑤ 地域活動支援センター等との協働プログラムの実施 (当事者研究、コミュニケーションプログラム、セルフ アドボカシー講座 等)

【次年度の取組み(予定)】

- ① 就労支援に関する研修の実施(主催・共催)
- ② 講師派遣による研修の実施
- ③ 就労支援関連会議への関与
- ④ 関係機関との連携強化のための場の開催
- ⑤ 地域活動支援センター等との協働事業の実施検討

ライフステージを 通じた課題と取組

課題4:専門医療機関の不足への対応

【課題および取組の方向性】

専門医療機関の不足による、診察待ちの長期化への対策

- ア. 専門医療機関の確保
- イ. 医療ネットワーク体制の整備
- ウ. 行政手続きの再点検・見直し

【今年度の実績(概要)】

- ① 「沖縄県発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」の更新および配布<資料1 p5> (掲載医療機関数:34 → 48 配布部数:938部)
- ② 講師派遣の実施(かかりつけ医等発達障害対応力向上 研修事業への協力含む)<資料1 p9>
- ③ 医療機関等との情報交換会の開催<資料1 p13>

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・「沖縄県発達障がい児(者)支援に関わる医療機関リスト」の更新
- ・医療機関従事者向けの研修
- ・かかりつけ医発達障害者対応力向上研修 事業の実施
- ・子どもの心の診療ネットワーク事業の実施
- ・診断書を必要とする行政手続きの再点 検・見直し及び周知等

【次年度の取組み(予定)】

- ① 「沖縄県発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」の周知・配布
- ② 医療機関の実施する研修への講師派遣(かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業への協力含む)
- ③ 医療機関等との情報交換会の開催
- ④ 沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議、沖縄県発達 障害者支援体制整備委員会での医療体制に関する協議

ライフステージを 通じた課題と取組

課題5:保護者や家族に対する支援

【課題および取組の方向性】

虐待防止の観点から、当事者や家族が集える 場の確保や、保護者等への支援の充実を図る

- ア、ペアレント・トレーニングの普及
- イ.ペアレント・プログラムの普及
- ウ. 身近な地域における相談窓口の周知等

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・ペアレント・トレーニング講師の養成・ 派遣と実施体制の助言等
- ・ペアレント・プログラム講師の養成・派 遣と実施体制の助言等
- ・当事者会や親の会に関するリストの作成 および情報提供
- ・相談支援体制の構築、拡充に関する支援・助言

【今年度の実績(概要)】

- ① ペアレント・プログラムに向けた諸取り組み<資料1 p2 ⑥ ~⑨、p7-8>
- ② 親の会・成人当事者団体等との懇話会 の開催<資料1 p1 ①>
- ③ 「沖縄県内の発達障がいに関わる親の会・成人当事者団体等 リスト」の更新および配布(配布部数:465部)
- ④ 当事者団体の活動への協力<資料1 p14>
- ⑤ 地域活動支援センター等との協働プログラムの実施(再掲)
- ⑥ 啓発講演会(子育で講座等)および講師派遣の実施<資料1 p1-3 ③、⑩、p9-10>

【次年度の取組み(予定)】

- ① ペアレント・プログラムに向けた諸取り組み(研修型プログラム、連絡会、各地域の取り組みへのSV)
- ② 親の会・成人当事者団体等との懇話会 の開催
- ③ 「沖縄県内に発達障がいに関わる 親の会・成人当事者団 体等リスト」の更新および配布
- ④ 当事者団体の活動への協力
- ⑤ 地域活動支援センター等との協働事業の実施
- ⑥ 啓発講演会(子育て講座 等)および講師派遣の実施

ライフステージを 通じた課題と取組

課題6:各分野における支援人材の育成

【課題および取組の方向性】

日常生活の様々な場面における発達障害の 特性理解および対応の充実

- ア. 各分野における研修等の実施
- イ. 各圏域における研修の実施
- ウ. 市町村相談窓口の充実

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・発達障害者支援センターによる各分野へ の研修及び講師派遣
- ・各分野との研修企画等の連携
- ・各圏域福祉事務所による「発達障害圏域 別研修」の実施
- ・市町村窓口職員への研修の実施
- ・地域支援マネージャーによる市町村支援

【今年度の実績(概要)】

- ① 講師派遣による各分野への研修および機関コンサルテーションの実施<資料1 p5-p11>
- ② 沖縄県立総合教育センターと共同作成した「シラバス」に基づく悉皆研修への協力(再掲;課題2)
- ③ 就職・生活支援員育成研修プログラム(DVD講座)の 作成 協力
- ④ 発達障害圏域別研修への協力<資料1 p2 ⑤、p8>
- ⑤ 市町村職員向け発達障害関係研修の実施<資料1 p1 ② >

【次年度の取組み(予定)】

- ① 各分野(障害福祉、教育、子育て支援、保健・医療、就 労、司法・矯正 等)への研修および機関コンサルテー ションの実施
- ② 沖縄県立総合教育センターと共同作成した「シラバス」 の改訂作業
- ③ 発達障害圏域別研修への協力
- ④ 市町村職員向け発達障害関係研修の実施

-

ライフステージを 通じた課題と取組

課題7:移行期の「支援の途切れ」防止

【課題および取組の方向性】

ライフステージを通じた一貫性のある切れ 目ない支援が続くための取り組みの充実・ 確立

- ア、各分野の連携または協議の場の設置
- イ. 新サポートノートえいぶるの普及

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会 議の開催
- ・沖縄県発達障害者支援センター連絡協議 会の開催
- · 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会
- ・新サポートノートえいぶるの普及・啓発
- ・新サポートノートえいぶるの活用方法の 情報提供や説明会の実施

【今年度の実績(概要)】

- ① 県・圏域・市町村自立支援協議会への参加<資料1 p11-12>(再掲;課題2)
- ② 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会の開催
- ③ 新サポートノートえいぶるに関する研修および講師派 造<資料 1 p2 ⑤、p5-10>
- ④ 新サポートノートえいぶるの各所配布(配布か所数: 延べ620か所)

【次年度の取組み(予定)】

- ① 県・圏域・市町村自立支援協議会への参加
- ② 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会の開催
- ③ 新サポートノートえいぶるに関する講師派遣
- ④ 新サポートノートえいぶるの普及活動(県自立支援協議会療育教育部会にて、研修体系及びモニター調査の検討予定)

ライフステージを 通じた課題と取組

課題8:県民に対する正しい理解の普及

【課題および取組の方向性】

個々の発達障害の特性について、引き続き 一般県民に対する普及・啓発活動に取り組 む必要がある

- ア. 個々の特性に対する正しい理解
- イ. 個々の特性に応じた対応の周知

【県が実施する主な取り組み】

- ※ 赤字は今年度センターにて特に取り組んだもの
- ・発達障害者支援センターのホームページ 等を活用した情報発信
- ・個々の発達障害に関する啓発パンフレットの作成及び配布
- ・世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 での普及・啓発活動
- ・市町村の普及・啓発活動事例の紹介

【今年度の実績(概要)】

- ① 「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」での取組み (各圏域イベントへの協力、市町村へのリーフレット・ のぼり等の配布・貸し出し) < 資料 1 p1 I >
- ② 啓発パンフレット等の配布(配布部数:啓発パンフレット等 12,144部 えいぶる 1,176部)
- ③ NHKハートフォーラムの開催<資料1 p1 ③>
- ④ 市民向け講演会の開催<資料1 p3 ⑩、p9-10>
- ⑤ ホームページを活用した情報発信

【次年度の取組み(予定)】

- ① 「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」への関与 (各圏域での取組み推奨、市町村の取組みの後方支援)
- ② 啓発パンフレット等の配布
- ③ 市民向け啓発講演会の開催
- ④ ホームページを活用した情報発信

事業成果と課題:

すでに継続的な取り組みとして実施している事業およびその成果①

課題1:乳幼児期における早期発見・早期支援

- 乳幼児健診後のフォロー事業に対する取り組み(コンサルテーション、実態調査)
- 療育の在り方についての共通認識構築を目的とした児童発達支援事業所職員向け研修会の開催
- 早期発達支援システムづくりに関する研修会
 - → 地域発達支援システムづくりに関する研修会へ(R2年度:地域の支援システムの充足度と課題を可視化して評価するための評価ツール、Q-SACCS研修会を開催予定)
- 保育士向け研修会(訪問支援+研修を通した施設支援および人材育成)の実施

課題2:学齢期における教育と福祉の連携

- 県総合教育センターとの協働による教員向け研修の実施
 - → 研修シラバスによる経年研修体系の整理、悉皆研修への発達障害に関する内容の導入

課題3:成人期における就労支援

- 就労支援関係者向け研修の経年開催 ※ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携のも と開催
- 八重山圏域における自立支援連絡会議就労部会との共催研修の開催

事業成果と課題:

すでに継続的な取り組みとして実施している事業およびその成果②

課題4:専門医療機関の不足への対応

- 「沖縄県発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」の整備
 - → 掲載医療機関数:18機関/H24年度 30機関/H27年度 34機関/H29年度 48機関/R1年度

課題5:保護者や家族に対する支援

- ペアレント・プログラム普及に向けた取り組み
 - → 全圏域にて啓発研修およびモデルプログラム(研修型プログラム)実施済み
 - … 障害児等療育支援事業による実施、地域生活支援事業での市町村での予算化
- 親の会・当事者団体等との懇話会の開催
 - → 親の会・当事者団体(当センター把握) 11団体/H23年度 18団体/R1年度 ※公開可のみ計上

課題6:各分野における支援人材の育成

- 各分野での研修への講師派遣(障害福祉、教育、子育て支援、就労、保健、医療、司法・矯正、保護者・一般…)
- 研修体系整理、人材育成のための積み上げ型研修に向けた取り組み

事業成果と課題:

すでに継続的な取り組みとして実施している事業およびその成果③

課題7:移行期の「支援の途切れ」防止

- 新サポートノートえいぶるの普及・活用促進にむけた取り組み(各種研修の開催、講師派遣、活用 状況調査の実施、関連会議での情報提供)
 - → 前年度発行部数:1,176部

配布先:延べ620ヶ所(市町村窓口、保育施設、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、県出先機関、医療機関、関連領域機関等)

課題8:県民に対する正しい理解の普及

- 市民向け講演会の開催(一般向け講演会、シンポジウム、子育て講演会 等)
- 啓発パンフレット等の配布、活用 R1年度配布数:12,144部
- 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間での各種取り組み(各圏域イベントへの協力、市町村への リーフレット・のぼり等の配布・貸し出し)
 - → 県での取り組みから、各圏域での取り組みに波及(北部、中部、南部にて実行委員会発足)

事業成果と課題:

今年度新たに取り組んだ事業およびその成果 ※トピックを抜粋

課題3:成人期における就労支援

- 就労支援等において、移行支援に活用できるアセスメントツールの導入に向けた研修の実施
 - → 経年での受講を要件とし、確実なツール活用のスキル習得を目指した研修実施の試行
- 地域活動支援センター等と協働した、生活支援の充実に向けた取組み
 - → 当事者を対象とした種々のプログラム(当事者同士によるプログラム、当事者向けコミュニケーションプログラム、セルフアドボカシー講座)の実施
 - ※地域での普及を目的として、地域活動支援センターとの協働および意見交換の場を設定

課題6:各分野における支援人材の育成

- 市町村職員向け発達障害関係研修の実施
 - → 発達障害者の基本相談窓口としての市町村の役割の意識づけおよび相談支援技術の習得のための 全市町村向け研修会を、主管課および地域支援マネジメント強化事業受託事業者とともに企画・ 開催。アンケート結果のフィードバックとともに、経年での研修実施を予定。

今後の課題および取り組みの必要があると考える事項 ※トピックを抜粋

事項1:研修の実施

課題1 課題6

- ① 乳幼児健診での評価について、平成28年度の総務省による「発達障害者支援に関する行政評価・監視に基づく勧告」により、発達障害特有のアセスメントツールの普及(M-chat 等)の必要が示された。そのため、当県においても当該研修の実施に向けて検討する必要がある。
- ② 系統立った人材育成および領域関連性の整理に向けては、各分野の研修制度を整理・総合化することが不可欠である。ニーズに応える形での研修を実施しつつ、結果の評価を通して内容の整理、必要な関連領域へ働きかけていく必要がある。

事項2:関連領域との連携体制・ネットワークの構築 課題3 課題4

- ① ライフステージを通して、診断と支援ニーズは必ずしも一致しないことから、未診断の方を支援する、特に就労支援機関や司法矯正分野等、連携体制の構築に向けた取り組みが求められる。
- ② また、スムーズな診療体制と支援の質の向上のため、医療機関と福祉・教育等関連領域との連携体制の構築も喫緊の課題であるため、かかりつけ医発達障害対応力向上研修事業および子どもの心の診療ネットワーク構築事業のより積極的な活用にむけた総合的な協議の場が必要。

事項3:新サポートノートえいぶるの活用に向けた取り組みの強化 課題7

① 新サポートノートえいぶるの普及に関して、次年度で5年目を迎えるため、周知に加え、当事者・保護者からの使用してみての意見聴取やモニター等の実施を通し、活用にあたっての課題や改善点について検討を行い、今後の5年間をえいぶるの活用定着に向けた期間としていく必要がある。